

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第101号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年2月17日 16時40分ごろ	
発生場所	宮城県金華山瀬戸（概位 北緯38°18.0′ 東経141°32.4′）	
事故等調査の経過	平成21年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第一中央丸、355トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 132534、中央航運株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船首部擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、金華山瀬戸の中央部に設置された漁網を避けようとして金華山寄りを航行していたところ、金華山港付近の浅所の存在を知らず、平成21年2月17日16時40分ごろ、金華山港付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で木更津港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、金華山瀬戸の中央部に設置された漁網を避けようとして金華山寄りを航行していたところ、水路調査を適切に行わなかったため、金華山港付近の浅所の存在を知らずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が金華山瀬戸を航行中、水路調査を適切に行わなかったため、金華山港付近の浅所の存在を知らずに航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	